

議 案 第 101 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正並びに住  
宅性能表示制度の改正に伴い、手数料を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表を次のように改める。

2 構造計算適合性判定審査手数料

事務の種類	区分	金額
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請並びに法第85条第5項並びに第86条の8第1項及び第3項に係る申請に伴う構造計算適合性判定に対する審査	法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき 123,984円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1棟につき 152,280円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1棟につき 167,076円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1棟につき 209,736円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1棟につき 352,296円
	法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき 176,796円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1棟につき 233,604円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1棟につき 266,868円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1棟につき 352,080円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1棟につき 641,628円

別表第4第5項の表中

「

1 法第7条の6第1項第1号（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料
---	---------------------------------

」を

「

1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料
---	---------------------------------

」に

改め、同項の表第20項の次に次の1項を加える。

20の2 法第60条の3第1項ただし書の規定による建築物の高さの特例に係る許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1棟につき 160,000円
--	------------------------------	-------------------

別表第4第8項の表中

「

ア 適合証を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
1棟につき 6,600円	1棟につき 49,600円
1棟につき 13,200円	1棟につき 117,000円
1棟につき 23,500円	1棟につき 187,300円
1棟につき 33,800円	1棟につき 370,100円
1棟につき 63,200円	1棟につき 663,100円
1棟につき 108,900円	1棟につき 1,140,000円
1棟につき 179,500円	1棟につき 2,109,000円
1棟につき 220,800円	1棟につき 3,013,000円
1棟につき 235,500円	1棟につき 3,692,000円

」を

「

ア 適合証を添付して申請した場合	イ 性能評価書を添付して申請した場合（適合証を添付した場合を除く）	ウ ア及びイ以外の場合
1棟につき 6,600円	1棟につき 15,700円	1棟につき 49,600円

1 棟につき 1 3,2 0 0 円	1 棟につき 5 7,7 0 0 円	1 棟につき 1 1 7,0 0 0 円
1 棟につき 2 3,5 0 0 円	1 棟につき 9 1,1 0 0 円	1 棟につき 1 8 7,3 0 0 円
1 棟につき 3 3,8 0 0 円	1 棟につき 1 7 5,4 0 0 円	1 棟につき 3 7 0,1 0 0 円
1 棟につき 6 3,2 0 0 円	1 棟につき 2 9 6,7 0 0 円	1 棟につき 6 6 3,1 0 0 円
1 棟につき 1 0 8,9 0 0 円	1 棟につき 4 6 0,1 0 0 円	1 棟につき 1,1 4 0,0 0 0 円
1 棟につき 1 7 9,5 0 0 円	1 棟につき 8 3 2,1 0 0 円	1 棟につき 2,1 0 9,0 0 0 円
1 棟につき 2 2 0,8 0 0 円	1 棟につき 1,1 3 8,1 0 0 円	1 棟につき 3,0 1 3,0 0 0 円
1 棟につき 2 3 5,5 0 0 円	1 棟につき 1,3 7 6,9 0 0 円	1 棟につき 3,6 9 2,0 0 0 円

」に改め、同表備

考に次の1号を加える。

- (4) 「性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（当該住宅の構造及び設備のうち同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われた部分が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であるものに限り、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の5に規定する限界耐力計算によって同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われたものを除く。）をいう。

別表第4に次の1項を加える。

#### 10 マンションの容積率の特例許可申請手数料

事務の種類	手数料の名称	金額
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定により新たに建築されるマンションの容積率の特例に係る許可の申請に対する審査	マンションの容積率の特例許可申請手数料	1 件につき 1 6 0,0 0 0 円

#### 附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表第4第5項の表第20項の次に1項を加える改正規定及び別表第4に1項を加える改正規定は公布の日から、別表第4第8項の表の改正規定は平成27年4月1日から施行する。